
後期基本計画



總論

1.見直しのポイントについて ～基本計画の見直し・各施策の目標値の明示など～

西東京市では、平成 15 年度に「西東京市基本構想・基本計画（平成 16 年度～平成 25 年度）」を策定し、各施策を推進してきました。今回は、平成 21 年度からの後期 5 年間の開始にあたり、社会経済情勢の変化や事業の実施状況、新たな市民ニーズも踏まえて、基本計画の見直しを行うこととしました。

今回の見直しでは、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズなどを踏まえ、大きく以下の 4 つの点で見直しを行い、後期基本計画を策定しました。詳細については、13 ページから示しています。

< 4 つの見直しのポイント >

施策から事業までの関係の明確化

1 つの体系として、施策と事業とを位置づけることで、一目でみて、より分かりやすい内容としました。

成果指標及び目標値の設定

施策の代表的な指標を設定し、平成 19 年度実績値と平成 25 年度の目標値を示すことで、施策の達成度を測る目安とします。

行政評価の視点の導入

後期基本計画では、行政評価制度を活用して、施策・事業の進行管理を行います。施策のレベルで成果指標の達成度などを総合的に評価することで、施策・事業の優先度を判断し、予算を効果的に配分していきます。

新たな施策の設定

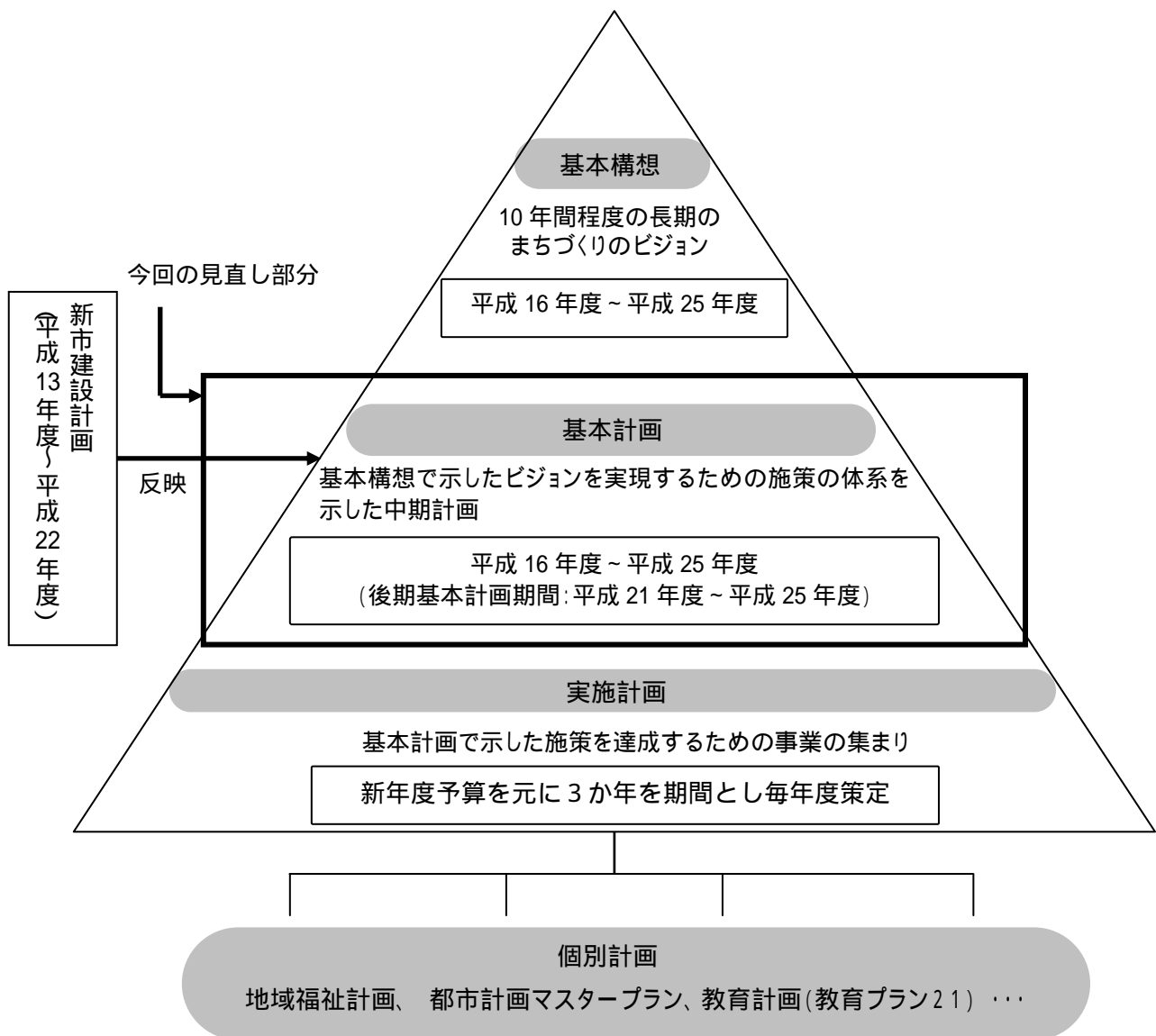
危機管理に対する意識の高まりにあわせ、新たに危機管理体制に関する施策を設けました。

2. 基本構想・基本計画等について

西東京市のまちづくりのしくみとしての計画体系は、大きく、基本構想・基本計画・実施計画の3つからなる総合計画、さらに、個別計画と新市建設計画の2つから成り立っています。計画の期間としては、基本構想・基本計画で10年、実施計画が3年となっています(下図を参考にしてください)。

今回は、「西東京市基本構想・基本計画」のうち、「基本計画」について見直しを行います。平成16年度から平成20年度までの前期5年間の実施状況を受けて、基本計画を見直して「後期基本計画」として策定するものです。以下、基本構想・基本計画・実施計画などの説明を示します。

<基本構想・基本計画・実施計画のしくみ>



(1) 基本構想

制度的な位置づけ

基本構想とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、めざすべき都市像や将来の基本目標・まちづくりの方向性などを示し、議会の議決を経て策定するもので、概ね 10 年間程度の長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを示したものです。

西東京市 基本構想について

西東京市の場合、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間の基本構想の期間とし、まちづくりの基本理念を「わたしたちの望み」として「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」とし、生活者の視点に立った将来像として、「豊かで活気あるまち」「ほっとやすらぐまち」「ひと・もの・ことが育つまち」「みんなので支えあうまち」の 4 つの「理想のまち」を掲げています。

そうした「わたしたちの望み」「理想のまち」を実現するため、「創造性の育つまちづくり」「笑顔で暮らすまちづくり」「環境にやさしいまちづくり」「安全で快適に暮らすまちづくり」「活力と魅力あるまちづくり」「協働で拓くまちづくり」の 6 つの「まちづくりの方向」を定めています。これが基本構想であり、基本計画に示す施策は、6 つのまちづくりの方向に即して体系づけることとなります。

< 基本構想～ 4 つの理想のまち
・ 6 つのまちづくりの方向性 >

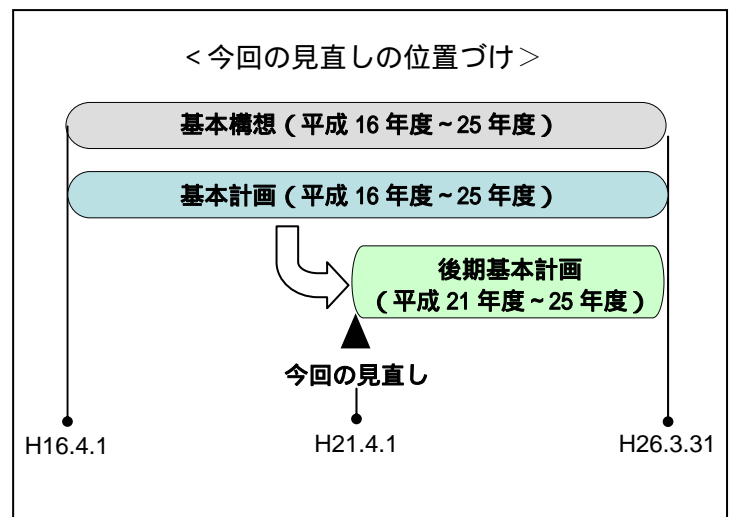


(2) 基本計画

制度上の位置づけ

基本構想で示したビジョンを実現するための施策の体系を示した中期計画を指します。基本計画は基本構想と同時に策定し、計画期間は同じく平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間の計画となります。

今回の見直しにより、10 年の計画期間のうち、平成 21 年度から平成 25 年度までの後期 5 年間については、後期基本計画とするものです。



見直しの手法

後期基本計画の見直しにあたっては、これまでの社会経済情勢の変化、事業の実施状況、市民意識調査など、西東京市のまちづくりに関するさまざまな状況を分析しました。詳細については、18ページから示しています。

(3) 実施計画

基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画を指します。実施計画は、新年度予算を元に3か年を期間とした計画として作成し、各事業が3年間でどこまで進められ、どの程度の予算が配分されるのかを定めます。

基本計画と実施計画は、目的と手段の関係にあり、実施計画の内容は、基本計画の施策を達成するため、財政の裏づけをもって計画的に進めていく事業の集まりということになります。基本構想・基本計画に基づく取組は、この実施計画で具体化されることとなります。

(4) 個別計画

西東京市には、基本計画、実施計画のほかに、各行政分野に係わる個別計画が存在します。例えば、地域福祉計画や都市計画マスタープラン、教育計画（教育プラン21）などです。計画の性格としては、法令などにより策定が義務付けられているもの、策定の努力義務があるもの、市が独自に策定するものなどがあります。

また、基本計画がまちづくりを総合的に進めていく上での施策の体系であるのに対して、個別計画は、基本計画で示した施策の体系に基づき、施策の考え方や事業をより詳細に定めたものといえます。今回、基本計画の見直しにあたっては、そうした各種の個別計画との整合性を図りながら、見直しを行いました。

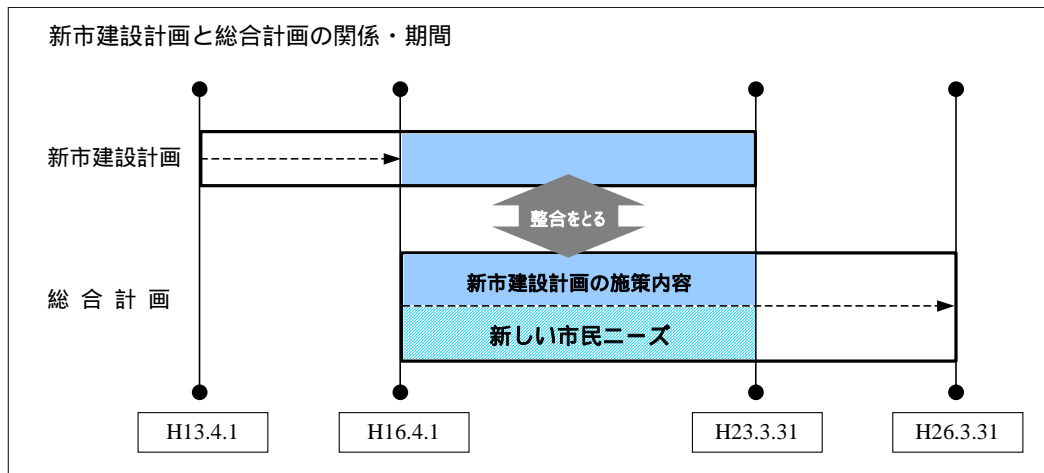
(5) 新市建設計画

(1)～(4)の計画に加え、西東京市には、平成13年の合併時に策定した新市建設計画があります。新市建設計画とは、平成13年度から22年度までの10年間におけるまちづくりの指針を示したもので、合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となる計画で、例えば事業実施の財源としての合併特例債の活用は、この新市建設計画に事業を位置づけることで、はじめて可能となります。

新市建設計画の位置づけ

平成16年度に策定した基本構想・基本計画では、新市建設計画の重要性を踏まえ、新市建設計画との整合性を図りながら事業を進めていきました。

後期基本計画では、これまでの5年間における事業の実施状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、事業推進のあり方を適切に見直した上で、平成22年度に向けて、引き続き新市建設計画について進行管理をしていきます。



新市建設計画の重点施策

新市建設計画の重点施策については、総合計画では「アクションプログラム」として位置づけています。これまでの5年間の実施状況などを適切に踏まえて、引き続き平成22年度に向けて取り組んでいきます。詳細については、23ページから示しています。

重点施策（アクションプログラム）

（仮称）合併記念公園の整備
コミュニティバスの運行

地域情報化の推進
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進

3. 後期基本計画の構成

(1) 基本的な考え方

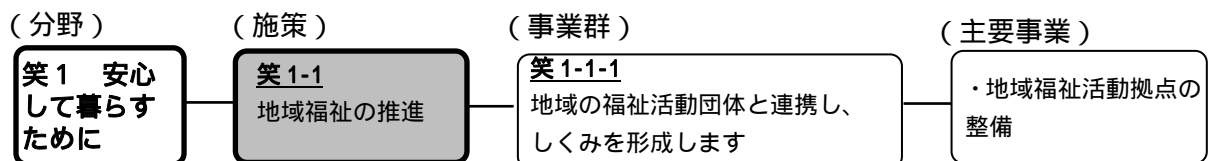
施策から事業までの関係の明確化

現在の前期基本計画では、施策の軸と事業の軸の2つがありました。後期基本計画では、1つの体系として、施策と事業とを位置づけることで、一目でみて、より分かりやすい内容としました。

< 施策の体系 >

1……………分野：
基本構想に示した6つの方向性の中での目的を示したもの
1 - 1……………施策：
分野を実現するために展開する内容と目標を示したもの
1 - 1 - 1…事業群：
施策を実現するために主な取組を示したもの

例) 笑顔で暮らすまちづくり 笑1: 安心して暮らすために (分野)



成果指標及び目標値の設定

後期基本計画では、施策の成果を示す代表的な指標を設定し、平成19年度の実績値と5年後の目標とする姿(目標値)」を示します。この平成25年度の目標値は、施策の達成度を示す目安といえます。

また、指標設定の理由、根拠などを示すことで、施策の展開に追い指標の持つ意味合いを明らかにします。成果指標は、原則として数値で把握できるものとしますが、市民意識調査における満足度といった意識の変化をみるものもあれば、利用者数といった増減の変化をみるものもあります。

< 市民意識調査について >

市民意識調査とは、市政における施策・事業の重要度・満足度などに関する市民意識を測定するものです。後期基本計画は、平成19年度に行った市民意識調査の結果も踏まえています。

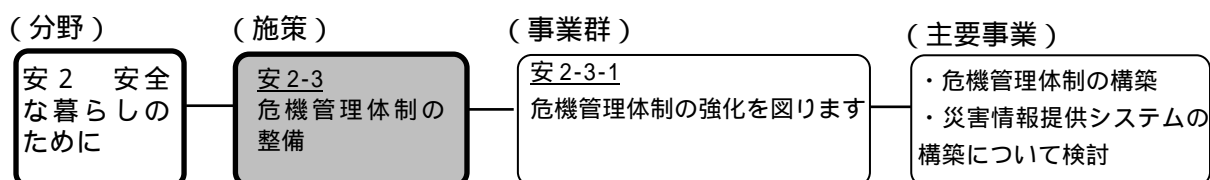
行政評価の視点の導入

現在、西東京市では「地域経営戦略プラン」に基づく行財政改革を推進しており、後期基本計画はそうした取組を踏まえた構成としています。

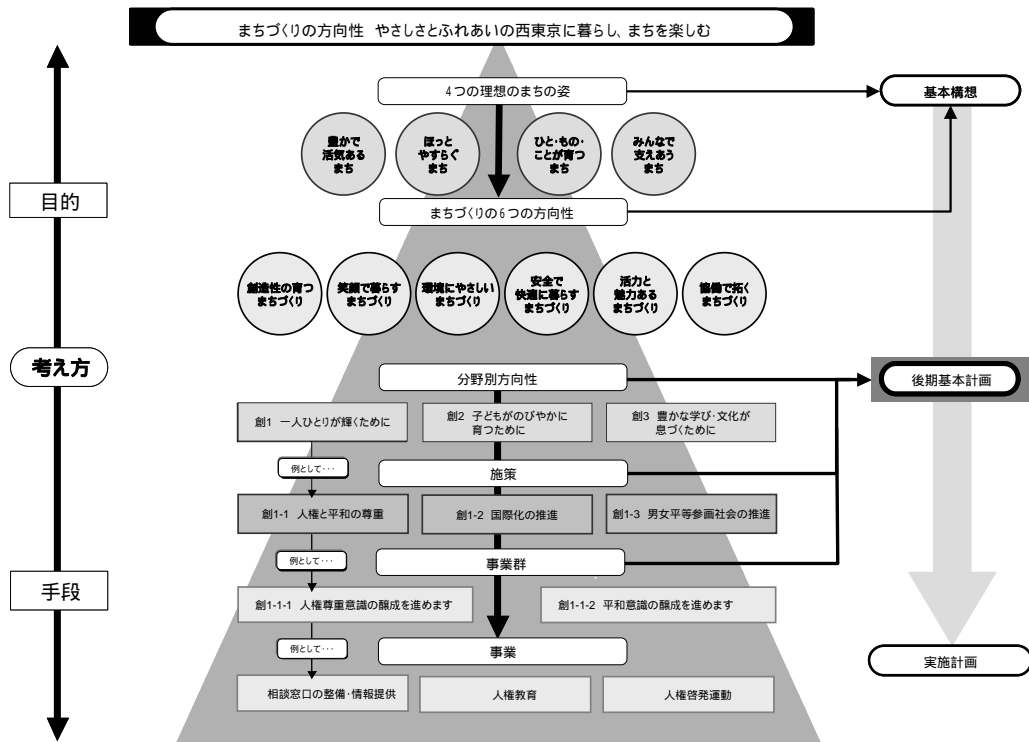
具体的には、成果指標及び目標値を設定するとともに、施策から事業までの関係を一つの流れとして示すとともに、行政評価制度を活用した施策・事業の進行管理を行います。具体的には、施策のレベルで、成果指標の達成度などを総合的に評価する施策評価制度に取り組むことで、施策・事業の優先度を判断し、予算を効果的に配分していきます。また、担当課などを基本計画に示すことで、各部課の役割も明確にしています。

新たな施策の設定

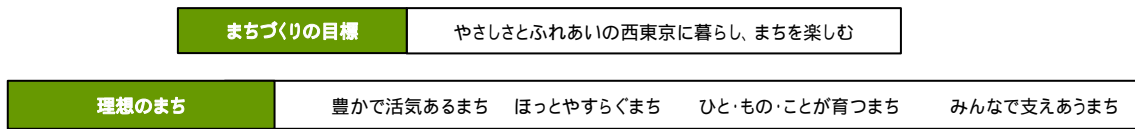
危機管理に対する意識の高まりを踏まえ、まちづくりの方向性の一つである「安全で快適に暮らすまちづくり」の体系の中に、新たに「危機管理体制の整備」を施策として加えました。



< 図表 後期基本計画の全体イメージ >



< 図表 後期基本計画 体系図 >



< まちづくりの6つの方向性 >

創造性の育つ
まちづくり

< 主な領域 > 教育・文化・スポーツ

笑顔で暮らす
まちづくり

< 主な領域 > 社会福祉

環境にやさしい
まちづくり

< 主な領域 > 環境・景観・ごみ

< 分野・施策 >

1 一人ひとりが輝くために

- 1-1 人権と平和の尊重
- 1-2 国際化の推進
- 1-3 男女平等参画社会の推進

1 安心して暮らすために

- 1-1 地域福祉の推進
- 1-2 高齢者福祉の充実
- 1-3 障害者福祉の充実
- 1-4 社会保障制度の運営
- 1-5 暮らしの相談の充実

1 豊かなみどりを保つために

- 1-1 みどりの保全・活用
- 1-2 みどりの空間の創出

2 子どもがのびやかに育つために

- 2-1 子ども参加の促進
- 2-2 子育て支援の促進
- 2-3 学校教育の充実

2 元気に暮らすために

- 2-1 健康づくりの推進
- 2-2 高齢者の生きがいづくりの充実
- 2-3 障害者の社会参加の拡大

2 持続可能な社会を
確立するために

- 2-1 環境意識の高揚
- 2-2 ごみ対策の推進
- 2-3 公害対策の推進
- 2-4 地球温暖化対策の推進

3 豊かな学び・文化
が息づくために

- 3-1 生涯学習社会の形成
- 3-2 学習活動の推進
- 3-3 スポーツ・レクリエーション活動の振興
- 3-4 芸術・文化活動の振興

**安全で快適に
暮らすまちづくり**
<主な領域> 都市計画・上下水道・防犯防災

**活力と魅力ある
まちづくり**
<主な領域> 産業全般

**協働で拓く
まちづくり**
<主な領域> 市民参加・行政経営

1 快適な日常生活のために

- 1-1 住みやすい住環境の創造
- 1-2 道路・交通の整備
- 1-3 上下水道の運営

1 活力のあるまちづくりへ

- 1-1 産業の振興
- 1-2 新産業の育成

**1 まちを支える
市民のために**

- 1-1 市民主体の
まちづくりの推進
- 1-2 協働のまちづくりの推進

2 安全な暮らしのために

- 2-1 災害に強いまちづくり
- 2-2 防犯・交通安全の推進
- 2-3 危機管理体制の整備

(新規施策)

2 人が集まるまちになるために

- 2-1 まちの魅力の創造

**2 持続発展する
まちであるために**

- 2-1 開かれた市政の推進
- 2-2 地域情報化の推進
- 2-3 健全な自治体経営の推進

【項目の説明】

後期基本計画では施策体系を見直し、より市民の方々にとってわかりやすい内容を目指しました。

1……………分野：

基本構想に示した6つの方向性の中での目的を示したもの

1 - 1……………施策：

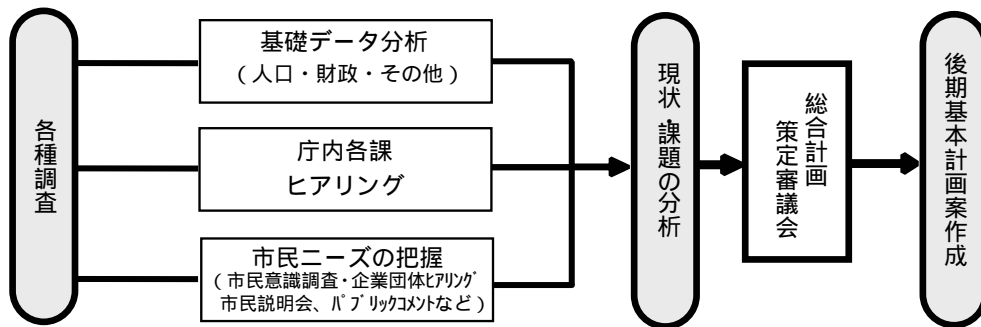
分野を実現するために展開する内容と目標を示したもの

4. 後期基本計画策定の経過及び分析結果

後期基本計画の見直しは、平成 19 年 7 月に学識経験者 8 名と公募市民 4 名の計 12 名からなる総合計画策定審議会を設置し、市長から計画案作成の諮問を受けて作業を開始しました。平成 19 年度には、市民意識調査、人口推計調査、企業・団体へのヒアリングといった基礎的な調査を行ない、調査結果をもとに見直し内容の検討を進めました。詳細については、24 ページから示しています。

平成 20 年度には、本審議会から後期基本計画案の中間答申があり、その答申内容をもとに、7 月にはパブリックコメントを実施し、7 月から 8 月にはさまざまな年代の市民の皆さまを対象に、基本計画をテーマにしたワークショップを実施しました。さらに、10 月には「西東京市まちづくりシンポジウム」を開催し、まちづくりに対する機運の醸成を高めてきました。

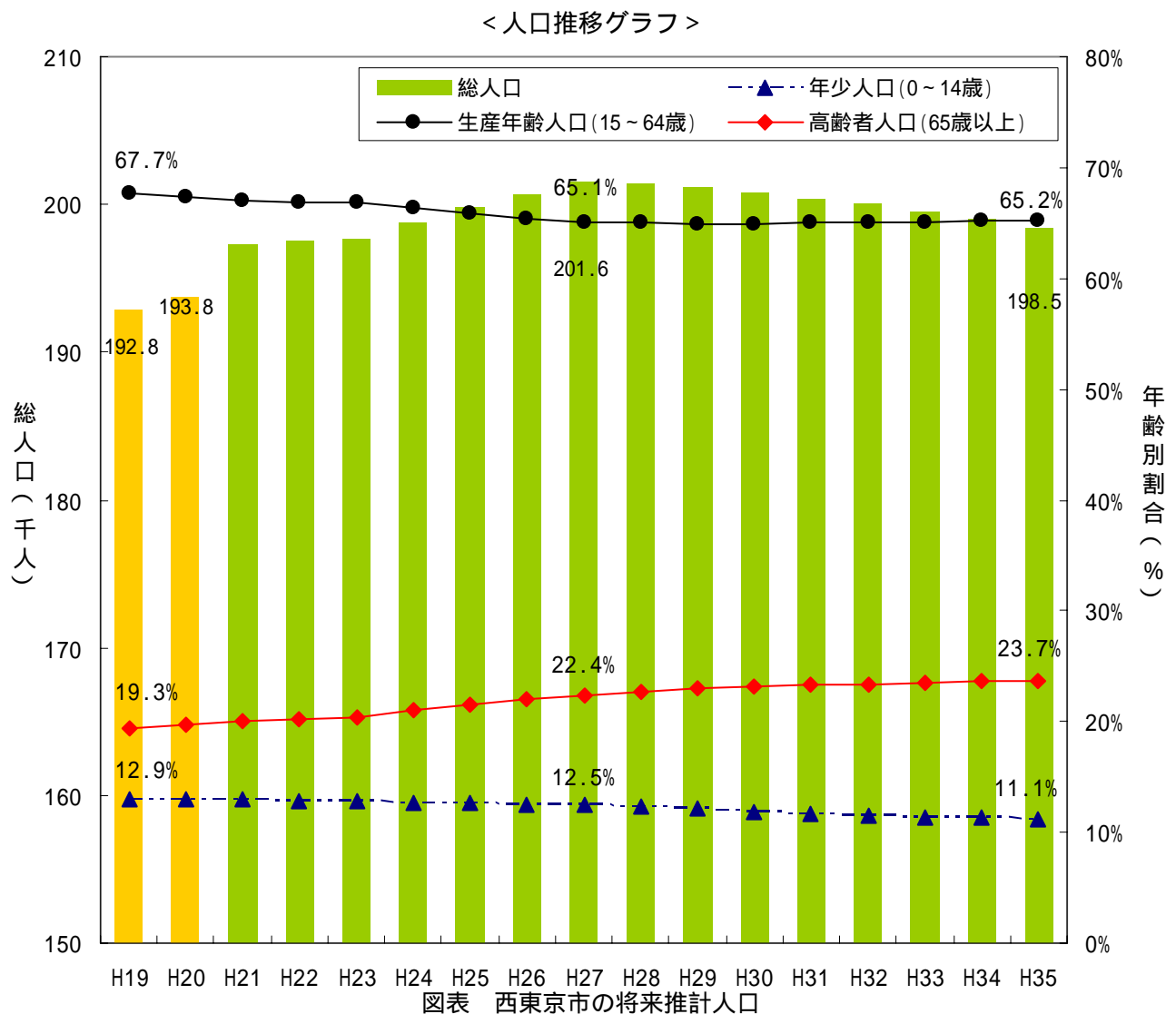
< 策定の流れ >



(1) 人口の推移

平成 21 年までは、人口は大きく増加し、平成 22 年（2010 年）以降、増加率は緩やかになるものの平成 27 年（2015 年）までは増加を続けます。この計画の目標年度（平成 25 年度）における人口は、約 200,000 人になると想定します（平成 19 年 10 月「西東京市人口推計調査報告書」より）。なお、平成 27 年（2015 年）以降の人口は、減少に転じると想定しています。

年齢 3 区分ごとの傾向を見ると、年少人口（0 歳～14 歳）では、平成 28 年（2016 年）までに平成 19 年（2007 年）現在の人口を下回ります。生産年齢人口（15 歳～64 歳）については、平成 19 年（2007 年）から平成 25 年（2013 年）にかけて微増、それ以降は微減の傾向になります。一方、高齢者人口（65 歳以上）は毎年増加すると考えられており、平成 35 年（2023 年）の高齢化率は 23.7%になると想定しています。



「西東京市人口推計調査」(平成 19 年 10 月)より

(2) 財政フレーム

合併後の西東京市の財政としては、合併当初は合併に伴う国や都の財政支援、人件費の抑制などにより、他市と比較して比較的良好な水準となっております。しかし、合併に伴う財政支援の段階的縮減、国の三位一体の改革の影響や合併特例債・臨時財政対策債などの借入の影響で市債残高や公債費が増加傾向にあることなどから、平成 19 年度の経常収支比率については 90% を超え、財政の硬直化が懸念されています。そのため、平成 17 年度に「地域経営戦略プラン」、平成 19 年度に「西東京市地域経営戦略プラン中間の見直し(補正版)」を策定し、行財政改革に取り組んでいます。詳細については、156 ページから示しています。

こうした状況を踏まえて、後期基本計画(平成 21 年度～平成 25 年度)期間中の財政計画は、社会経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計しました。今後は、毎年度策定する実施計画において、社会経済環境の変化、行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

歳入

(ア) 市税

市税とは、市民税、固定資産税・都市計画税、法人市民税など、皆さんから納めていただいた税金です。

市税については、今後の経済の見通しを踏まえるとともに、現行の税制度及び将来人口の推計を基本に算定しています。

(イ) 地方交付税

地方交付税とは、自治体間の財政力の格差を解消するため、一定の基準に基づいて国から交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。

普通交付税については、市税等の動向や過去の実績等を勘案し、現行制度を基本としつつ、平成 23 年度以降の合併算定替えの縮減も考慮して算出しています。

また、基準財政需要額には、合併特例債、臨時財政対策債(現行制度では平成 21 年度まで)及び住民税等減税補てん債の元利償還金の措置額を加算しています。

(ウ) 国庫支出金・都支出金

国・都支出金とは、国と東京都からの補助金・負担金などです。現行制度を基本に、過去の実績等を踏まえ算出しています。

(エ) 市債

市債とは、建設事業などの財源となる借入金です。

市債については、後年度負担に配慮し、新市建設計画事業に伴う合併特例債のほか、適債事業に係る通常債、さらに、臨時財政対策債を見込んでいます。

なお、平成 19 年度に繰上償還を行った関係で、平成 23 年度末の市債残高は、平成 18 年度末現在高の市債を上回ることがないように起債管理を徹底する必要があります。

歳出

(ア) 人件費

職員給与については、再任用制度を活用しながら退職者の補充を抑制しつつ、一般職職員数を適正な水準に保つ方針で算出しています。なお、給与の改定は見込んでいません。

(イ) 物件費・扶助費・補助費等

物件費とは、賃金、旅費、委託料、備品購入費などの経費です。

扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいて被扶助者に対して支出する経費です。

補助費等とは、さまざまな団体などへの負担金や補助金、報償費などです。

過去の実績を踏まえるとともに、経常的な事業に係る経費については、シーリングを設定し算出しています。

(ウ) 公債費

公債費とは、市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

計画期間内の起債計画に基づいて推計しています。

(エ) 繰出金

繰出金とは、主に特別会計に繰り出すものです。

繰出金については、現行制度を基本にするとともに、財源補てん的な繰出金の抑制に努めています。

(オ) 投資的経費

投資的経費とは、道路、橋、学校などの建設や災害復旧に係る経費です。

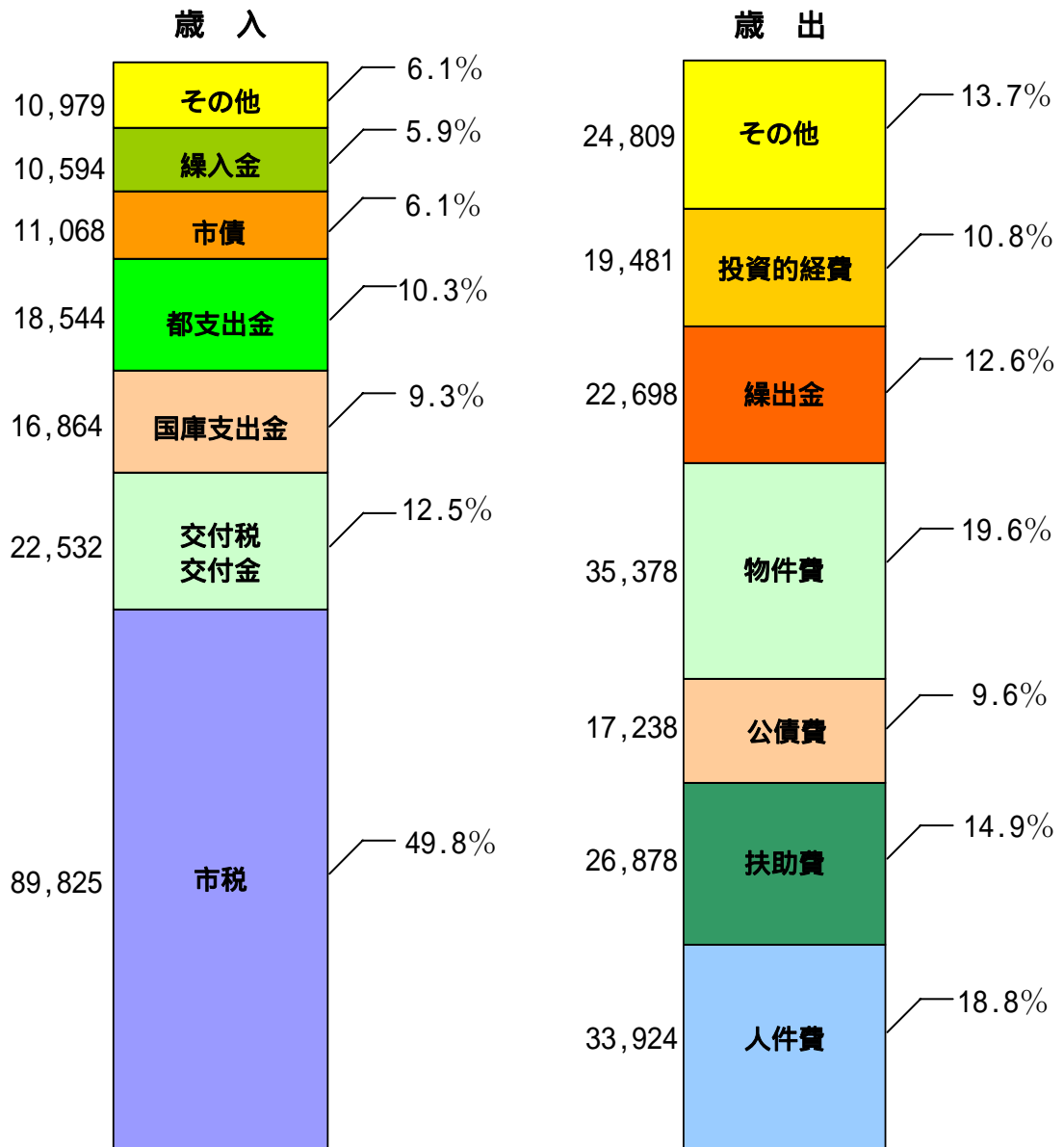
計画事業を基本に見込むとともに、計画以外の事業については、シーリングを設定し算出しています。

財政見通し

後期基本計画5年間のうち当初3年間（平成21年度～23年度）の財政見通しは次のとおりです。

今後平成21年度予算編成作業を通じて最終的には平成21年度から平成25年度の財政フレームを策定する予定です。

（単位：百万円）



当初3年間総額 1千804億6百万円

(3) これまでの基本計画の取組状況

総括

基本計画は、平成16年度に293の計画事業を掲げてスタートしました。その後、毎年度予算編成にあわせて作成する実施計画で、あらたに4つの基本計画事業を追加しました。基本計画は、この5年間、297の計画事業を体系化し計画的にまちづくりを進めてきたこととなります。

<実施計画で新たに追加した4つの基本計画事業>

主要施策名	基本計画事業名	事業年次		追加した理由
		始期	終期	
協2-2 地域情報化の 推進	地域安心安全情報共有システムの構築	平成 17年度	平成 19年度	平成17年度から新たに取り組むもの
創2-3 小中学校施設 設備の整備	雨水貯留施設浸透事業	平成 18年度	継続中	平成19～20年度で計画的に実施する必要があるもの
	上向台小学校校舎増築事業	平成 19年度	平成 20年度	平成19年度から新たに取り組むもの
安1-2 生活道路の整備	向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備	平成 20年度	継続中	年次の進行により、平成19年度から計画的に取り組むもの

この297の計画事業のうち、実施計画で進行管理の対象としたものは210事業(70.7%)です。残る87事業(29.3%)については、事業の目的・性格が経常的といった理由から、通常予算の範囲で実施したものです。

平成16年度から20年度にかけて、基本計画事業に配分した事業費を見ると、金額では約70億から110億円の範囲、一般会計予算・決算に対する割合では15%前後で推移しています。

西東京市の基本計画は、新市建設計画との整合を図り、新市建設計画事業に定めた事業も合わせた体系となっています。新市建設計画に基づく財源の一つに合併特例債がありますが、基本計画事業の財源である地方債のうち、合併特例債が占める割合は6割以上となっており、基本計画に基づき事業を実施していく上で、合併特例債が大きな役割を果たしているといえます。

<主要計画事業費等の年度別推移>

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
一般会計	59,217	54,355	59,131	59,874	61,130
主要事業費	7,851	7,309	9,130	8,970	10,843
(/)	13.3%	13.4%	15.4%	15.0%	17.7%
地方債	2,299	1,932	3,524	1,355	3,887
(/)	29.3%	26.4%	38.6%	15.1%	35.8%
合併特例債	2,027	1,785	3,097	971	2,603
(/)	25.8%	24.4%	33.9%	10.8%	24.0%
(/)	88.2%	92.4%	87.9%	71.7%	67.0%

注)実績値は平成18年度までは決算、平成19年度は予算現計、平成20年度は当初予算に基づいています。

基本計画事業の取組状況

これまでの5年間で、南町スポーツ・文化交流センターきらっと、住吉会館ルピナス、エコプラザ西東京の建設、みどり・田無・西原の各保育園や北原児童館の建替、さらには保谷駅前公民館・図書館の開館といった公共施設整備に取り組んできました。

また、西東京都市計画道路3・4・15号線（保谷駅北口）の整備、3・4・21号線（ひばりヶ丘駅北口）の事業認可取得、さらには、計画的な雨水溢水対策工事の実施といった都市基盤整備も着実に進めてきました。みどり・公園の分野を見ると、西東京いこいの森公園、下野谷遺跡公園の整備を行うとともに、芝久保町での生産緑地の買取や借地公園である北宮ノ脇公園の用地取得を行い、公園としての施設整備を進めています。

学校施設においては、中学校の耐震補強工事を完了するとともに、中長期的な修繕計画に基づき、小中学校の大規模改修工事に取り組んできました。また、青嵐中学校や保谷中学校体育館の建替を完了するとともに、大規模事業所跡地での住宅開発によって児童数が急増した上向台小学校については、校舎増築工事に着手しました。また、小中学校での教育コンピューター整備についても、これまでの基本計画期間で概ね配置を完了しました。

スポーツ振興計画、住宅マスタープラン、市道整備計画、交通計画、さらには地球温暖化対策実行計画といった個別計画の策定も、基本計画に基づき進めてきました。また、西原スポーツクラブの設立、ごみ有料化の実施といった事業も、基本計画に基づき実施してきました。

情報化では、ホームページのリニューアルを行うとともに、文書管理、電子決裁、電子入札といったシステムを導入しました。また、GIS（地図情報）を活用した道路管理台帳の電子化を行うとともに、住民票等自動交付機を保谷駅前図書館など市内6か所に設置してきました。

さらには、完全中学校給食の導入、学校の適正規模・適正配置といった調査研究課題についても基本計画に基づき検討を進めており、今後は事業実施に向けて取り組むこととなります。

その一方で、見直しが迫られている事業もあります。

基本計画では、伝統文化センターの整備、コミュニティビジネス支援、商工業の拠点施設の整備、市営住宅や西東京市民会館の建替といった検討課題を基本計画事業に掲げています。しかし、平成18年度から本格実施している事務事業評価では、実現性や事業実施の効果が課題とされており、今回の見直しでは、基本計画事業と位置づけることについて、再検討せざるを得ない状況となっています。

また、公共施設についても、今後は一段と老朽化が進むとともに、耐震化にも対応していく必要があります。これまで以上に計画的な修繕を進めるとともに、老朽化が激しい施設などについては、建替や耐震補強といった整備工事を進めていく必要があります。

新市建設計画

新市建設計画事業については、（仮称）合併記念公園の整備、コミュニティバスの運行、地域情報化の推進、ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進の4つの重点施策を、基本計画でもアクション・プログラムと位置づけ推進してきました。

西東京いこいの森公園の整備、はなバス第5ルートの開設、公共施設予約システムの導入、

ひばりヶ丘駅南口における民間再開発の誘導、北口における都市計画道路事業認可の取得など、それぞれについて、これまで着実に事業を進めてきました。

また、施設整備などその他の新市計画事業についても、他の整備方法に変更したひばりヶ丘駅南口自転車駐車場の整備を除いて、新市建設計画の終期である平成 22 年度までには事業を完了する見通しとなっています。

(4) 各種調査実施状況

基本計画を見直す上で、社会経済情勢の変化や基本計画事業の評価、新たな市民ニーズについては、各種調査結果から次のとおり状況を把握しました。

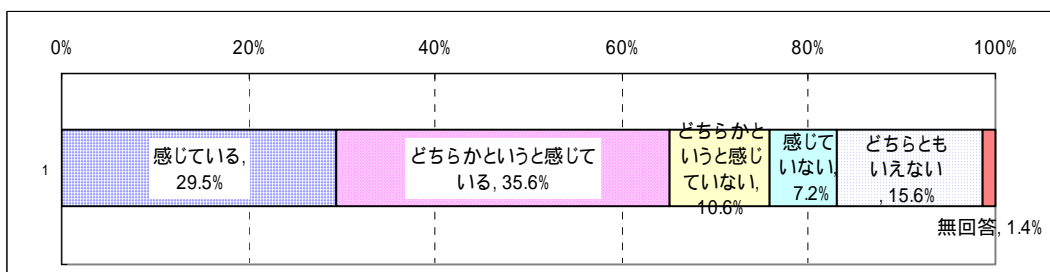
市民意識調査

本調査は、後期基本計画の策定にあたり、統計的手法によって、市政に対する市民全体の考え方、特に、基本計画の推進状況に対する評価（満足度）を把握することを目的として実施しました。

調査対象は、西東京市住民基本台帳に登録された 18 歳以上の男女個人 5,000 人に対し人口構成比に配慮し無作為抽出とし、調査用紙を郵送配布・郵送回収することにより実施いたしました。回収数は 2,429 票（回収率 48.6%）、有効回答数は 2,418 票（有効回収率 48.4%）となっております。以下、代表的な項目についての結果を紹介します。

(ア) 西東京市への愛着度

西東京市に愛着を「感じている」は 29.5%、「どちらかというと感じている」は 35.6%で、合わせて 65.1%となっています。一方、「どちらかというと感じていない」は 10.6%、「感じていない」は 7.2%で、合わせて 17.8%となっています。



(イ) 合併して良かった点

「はなバスの運行など、交通の便が良くなった」が 29.7%で最も多く、続いて「駅周辺整備などの大規模なまちづくりが促進された」が 21.1%となっています。

(ウ) 合併してもう一步と感じる点

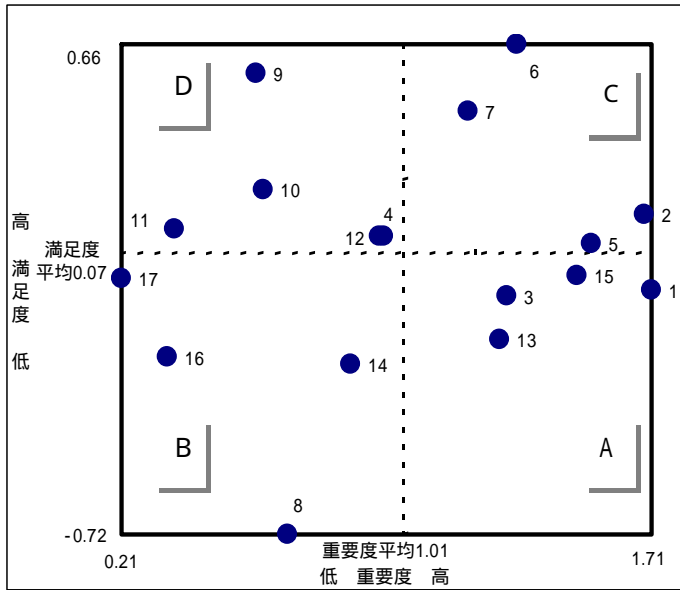
「市としての一体感が感じられない」が 34.4%で最も多く、続いて「公共料金などの市民負担が増えた」が 24.9%となっています。

(エ) 身近な生活環境の満足度・重要度調査

「満足度」を Y 軸に、「重要度」を X 軸にとり、調査・分析を行いました。

座標軸を元に、各項目間の相対的な関係を 4 つの象限でみると、「重点改善分野」には、「防犯・防災などの生活安全対策」「緑や水辺などの自然環境」「子どもの教育環境」「誰もが安心して暮らすための福祉環境」が分類され、「重点維持分野」には、「医療サービスの受けやすさ」「安全で歩きやすい道路環境」「鉄道・バスなどの公共交通の利便性」「買い物の利便性」が分類されています。

<分析結果>



< 4つの方向性（ゾーン）の考え方 >

<p>< 満足度 ></p> <p>↑</p>	
<p>相対的な関係では満足度が高いものの今後の重要度は低く評価されている。 D: 維持分野 周知を徹底したり、実施方法や予算、内容などを見直し、改善などの検討が期待される分野</p>	<p>相対的な関係では満足度を感じている市民が多く、重要度も高く位置づけられている。 C: 重点維持分野 今後もこの水準を保つことが望ましく、現状維持で取り組む方向で検討したい分野</p>
<p>< 重要度 ></p> <p>→</p>	
<p>市民が評価できる段階に至っていなかったり、相対的にみて満足度も重要度も低く位置づけられている。 B: 改善分野 現状維持で実施するか、取組の見直しなども考えられる分野</p>	<p>市民が評価できる段階に至っていなかったり、相対的にみて満足度は低いという評価であるが、今後の重要度は高く評価されている。 A: 重点改善分野 当該項目への着手や推進により、満足度が改善していくことが期待される分野</p>

<p>D : 維持分野</p> <p>4 街並み・景観 9 電話・インターネットなどの通信環境 10 芸術や文化にふれる機会、学習する環境 11 スポーツに参加する機会、楽しむ環境 12 育児相談・保育園などの育児サポート環境</p>	<p>C : 重点維持分野</p> <p>2 医療サービスの受けやすさ 5 安全で歩きやすい道路環境 6 鉄道・バスなどの公共交通の利便性 7 買い物の利便性</p>
<p>B : 改善分野</p> <p>8 地元の商店街 14 就労時間、就労内容などの働く環境 16 町内会などの自治組織の活動 17 夏祭りなどの地域の行事・イベント</p>	<p>A : 重点改善分野</p> <p>1 防犯・防災などの生活安全対策 3 緑や水辺などの自然環境 13 子どもの教育環境 15 誰もが安心して暮らすための福祉環境</p>

図表の見方

「満足度」と「重要度」の平均ポイントを用いて、CS (Customer Satisfaction = 顧客満足) 分析を実施しています。CS分析では、全ての設問項目の平均ポイントから座標軸を設定し、各項目間の相対的な関係を4つの方向性(ゾーン)でグラフ上に整理しています。

企業・団体ヒアリング

市内で活動している 50 の企業・団体を抽出し、ヒアリングを通じて、まちづくりに関する意識を調査しました。ヒアリングでは、次のような意見がありました。

- (ア) 保育サービス、教育サービスなどの信頼向上と内容の充実が必要である。
- (イ) 高齢者や障害者など使う人に配慮したまちづくりを進める必要がある。
- (ウ) 複数の企業がアニメコンテンツを生かしたビジネスを検討しており、市のまちづくりとの連携が可能である。
- (エ) 市民活動団体との協働の推進に関するニーズが高い。
- (オ) 情報の電子化に伴う情報格差に対する配慮が必要である。

庁内各課ヒアリング

市役所内各部署へのヒアリングを行い、各施策・事業などの現状と課題を調査しました。ヒアリングでは、次のような意見がありました。

- (ア) 新たに制定、改定された法律・制度に対する対応が必要である。(武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律の制定、障害者自立支援法の制定、教育基本法の改正、道路交通法の改正、保険医療制度改革、IT新改革戦略の策定等)
- (イ) 事業の進捗を踏まえ基本計画事業の整理・見直しが必要である。
- (ウ) 庁内の横断的な連携を進めていく必要がある。

5.後期基本計画の実施方針

後期基本計画は以下の方針に基づいて事業を進めていきます。

(1) 市民参加と情報公開の推進

市民と市との協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、市民参加と情報公開の推進を図っていきます。

市民参加

市民が、まちづくりの主役として活躍できるよう、市民参加をさらに発展させるとともに、市民の意向を的確に反映させながら事業を推進していきます。

情報公開

市民参加を促進するとともに、個人情報等の情報資源の保護に十分配慮しながら、情報公開と情報発信を進めていきます。

(2) 健全な財政運営

財政の健全性を確保しつつ、まちづくりに対する市民の期待に応えていくため、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムの確立や自立度を高めた持続可能な財政構造への転換を積極的に図っていきます。

行財政改革の推進

将来にわたり、健全で安定した行財政運営を確保し、市民サービスの向上を推進するため、行財政改革を着実に実行していきます。

自主財源の確保

課税客体の正確な把握と市税徴収率の向上を図るとともに、使用料・手数料等の適正化による自主財源の確保に努め、安定した財政基盤の確保を図っていきます。

特定財源の有効活用

国や東京都の補助制度を有効に活用するとともに、地方債の活用にあたっては後年度の財政負担に配慮しつつ、効果的な活用に努めていきます。

財政運営の適正化

社会経済情勢や各種行財政制度の動向に対応した財政運営を行うとともに、「最少の経費で最大の効果」が発揮できるよう、市民ニーズに応じた財源の的確な配分に努めていきます。

財政計画の作成

事業の円滑かつ着実な推進を図るため、社会経済情勢の推移を的確に捉え、財政計画を作成していきます。

(3) 公共施設の有効活用

円滑かつ効率的な事業執行に向け、公共施設の有効活用を前提に事業を進めていきます。

公共施設の統合整備

地域において重複する公共施設については、市域全体のバランスを考慮し、統合整備していきます。

新たな施設の整備

新たな施設整備については、公共施設の統合を前提とした整備に努めるほか、現在ある公共施設の建替え・改修や余剰公共施設の有効活用を図りながら事業を進めていきます。

6. 後期基本計画の読み方

後期基本計画の構成は、分野と施策・事業群という二つに分けられます。それぞれについて、読み方・見方を示します。

(1) 分野

＜分野全体を取り巻く状況＞
分野に係わる社会全体の状況の変化やまちづくりに必要な視点を紹介します。

＜分野全体の目的＞
分野に関連するさまざまな状況の変化を踏まえ、分野全体の目的を示します。

◆創1 一人ひとりが輝くために

分野全体を取り巻く状況

1990年代から急速に進展した少子高齢化、国際化、女性の社会進出など、大きく社会が変化する中で、市民一人ひとりが尊重され、また活躍することのできる社会の形成に取り組むことが重要です。

西東京市では、これまで人権や平和の啓発活動、外国籍市民への支援、男女平等社会の推進を通して、さまざまな人が暮らしやすい社会の形成に向けた取組を進めてきました。

今後、さらに進展する少子高齢化、国際化、女性の社会進出に対して、これまでの取組を継続するとともに、変化する社会状況に柔軟に対応し、取組を充実させていく必要があります。

分野全体の目的

まちには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあい、生活をおくっています。地域社会を支える市民一人ひとりには、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。人種・国籍・性別・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。

あわせて、男女平等については、意識づくり、平等参画の促進などに努めていく必要があります。

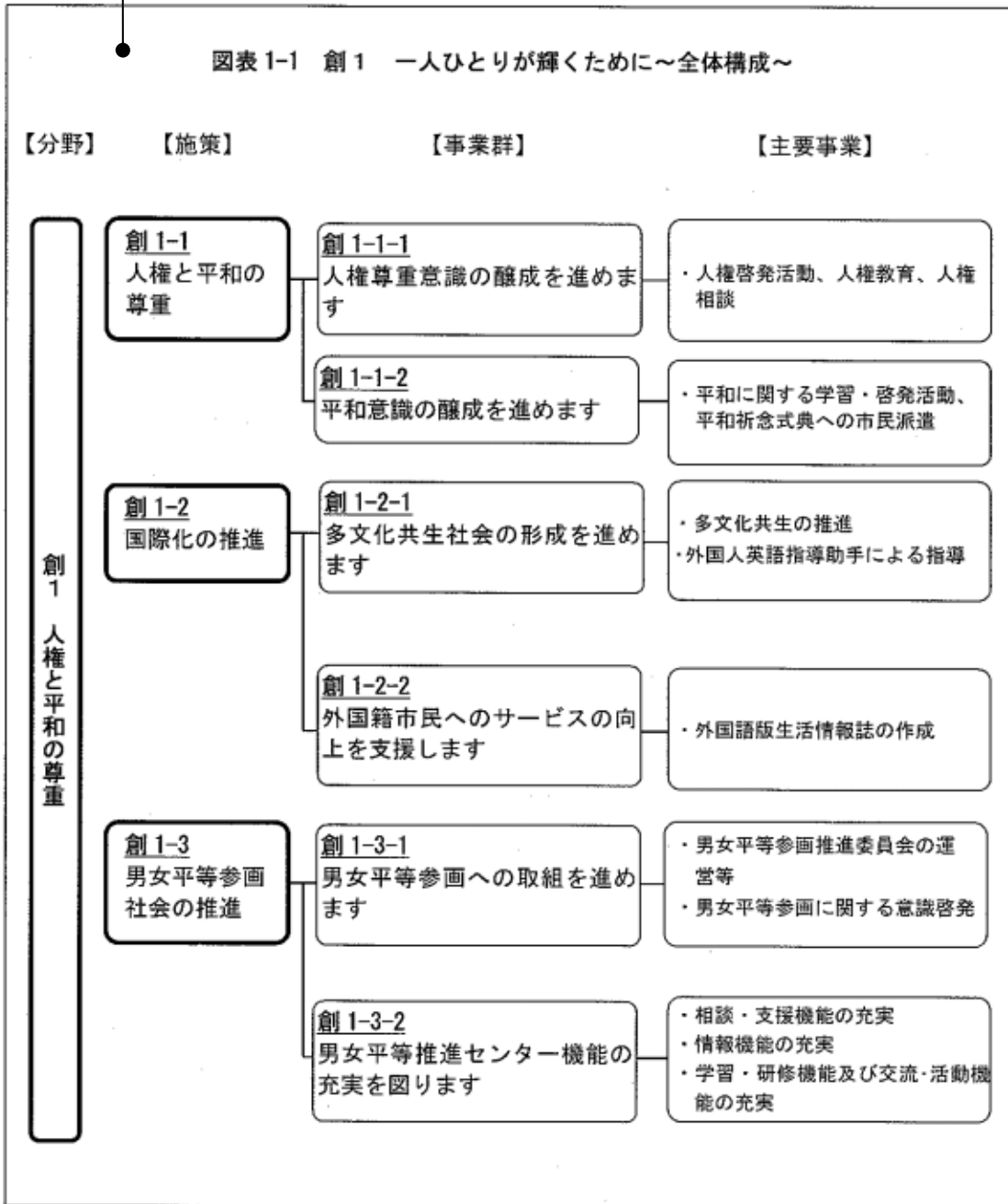
また、市民一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会をめざすとともに、国際理解を深め、多様な言語・文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。

<全体構成>

「分野全体の目的」を踏まえ、施策、事業群がどのように展開するかを示し、主な事業名なども掲載します。

図表 1-1 創1 一人ひとりが輝くために～全体構成～



(2) 施策・事業群

<現状と課題>

<施策を取り巻く現状>

「施策を取り巻く現状」においては、西東京市での個別の施策を取り巻く、状況の変化および、今後の動向と必要とされる流れを示します。

<施策全体の課題>

施策形成にあたっての課題を示しています。

◆創 1-1 人権と平和の尊重

(担当する課：生活文化課・教育指導課)

施策を取り巻く現状

世界で多発する紛争、学校や職場におけるさまざまな人権問題など、現在の人権・平和を取り巻く状況は非常に多様化・複雑化しています。

西東京市では、平成14年1月21日に非核・平和都市を宣言し、田無市と保谷市の合併時に「西東京市平和の日」を定め、人権相談・人権啓発活動事業を行うなど、積極的に人権・人権施策を行ってきました。

平和事業については、戦争から時が経つにつれて体験者が高齢化し、青少年への体験談の継承などが課題となっています。また、さまざまな場所で起こる人権問題について、その解決が求められています。

今後は、各関係機関と連携しながら人権・平和意識の醸成、普及活動を通してすべての人にとって住みよいまちをめざします。

施策全体の課題

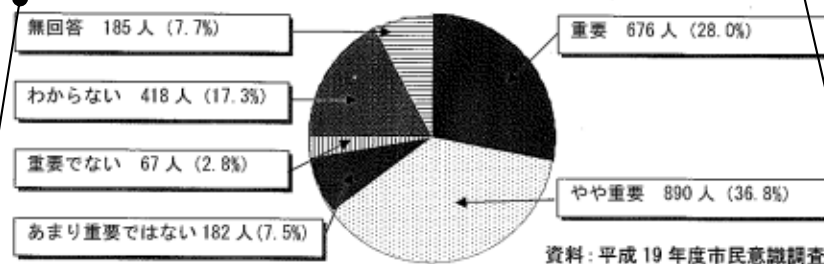
誰にとっても住みよいまちになるためには、子ども、高齢者、女性、外国人の人権が守られる地域社会である必要があります。そのため、現在進めている人権・平和に関する普及啓発活動を今後も続けていきます。

一方、多様化・複雑化した現状に対応していくためには、双方向のコミュニケーションが必要です。今後は、地域のさまざまな関係機関と連携をとることで、西東京市全体として取り組むことが非常に重要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・人権意識と平和意識の醸成のための普及活動
- ・すべての人にとってさらに住みよいまち

図表 1-2 平和に関する啓発活動や学習活動の推進に関する重要度



用語解説

非核・平和都市宣言：核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、市民参加によって策定され、平成14年1月21日に宣言されました。

西東京市平和の日：昭和20年4月12日に、西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となりました。戦争の体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められました。

<関連するデータ・用語の解説>

関連するデータ・用語など示し、理解を深めます。

<施策実施へ向けたキーワード>

今後の展開へ向けた課題・キーワードを示します。

< 施策及び事業群 >

施策の目標を示します。

< 施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値) >
平成19年度の実績値と平成25年度の目標値およびその理由を示します。この平成25年度の目標値は、施策を行う上での代表的な成果の目安となる数値となります。

創1-1 人権と平和の尊重の目標

平和を尊び、人権が尊重される社会をめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

代表的な指標	19年度 実績値	25年度 目標値	方 向	指標設定の理由、目標の根拠
「平和に関する啓発活動や学習活動の推進」に対する重要度	64.8%	70%	↗	平和に関する事業を行い、これが市民の間に認知され、浸透していくと、平和に関する施策が重要であると答える人の割合が増えると考えられます。(市民意識調査で把握します。)
人権尊重事業への参加者数	555人	600人	↗	人権に関する啓発事業への参加を促進することによって、人権問題に関する意識が高まります。

課題解決へ向けた主な取組

創1-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます

- ・ 人権尊重意識が行政のさまざまな分野や市民生活のあらゆる場面で反映されるよう、人権啓発活動を推進します。
- ・ 東京都人権施策推進指針などに基づいて、学校教育を通じて、発達段階や実情に応じた人権教育を推進するとともに、さまざまな場所での学習機会を充実していきます。
- ・ 人権擁護委員や関係機関などとの連携を図りながら、多様化する人権問題への対応、啓発活動などを進めていきます。

創1-1-2 平和意識の醸成を進めます

- ・ 核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をめざした「非核・平和都市宣言」に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を推進します。
- ・ 「西東京市平和の日」を中心に、戦争体験を風化させることなく、平和の意義を考えていくため、パネル展示などの啓発活動を進めていきます。
- ・ 戦争体験者が少なくなる中、戦争体験を次世代に継承するために、若い世代を対象とした啓発活動を進めていきます。

< 課題解決へ向けた主な取組 >
事業群の主な取り組みを示します。

